

栃木県警察被害少年カウンセリングアドバイザーの運用要綱の制定について(例規通達)

(平成11年1月7日)
(栃少第1号栃木県警察本部長通達)

犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年(以下「被害少年」という。)を精神的ダメージから立ち直らせるため、被害少年の特性に配慮したカウンセリングを行う必要があるが、当該カウンセリングを行う警察職員に、高度な知識、技能等を教授及び助言する部外の有識者をカウンセリングアドバイザーに委嘱し、被害少年の支援を円滑に遂行するため、別添のとおり「栃木県警察被害少年カウンセリングアドバイザー運営要綱」を定め、平成11年2月1日から実施することとしたので誤りのないようになされたい。

別添

栃木県警察被害少年カウンセリングアドバイザー運営要綱

第1 目的

この要綱は、栃木県警察被害少年カウンセリングアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の運営に関し、必要な事項を定め、その効果的な運用を図ることを目的とする。

第2 職務

アドバイザーの職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 少年補導職員が行う被害少年に対する継続的な支援及び少年相談活動についての専門的な助言と指導に関すること。
- (2) 被害少年の継続的な支援、少年相談等に従事する警察職員に対する専門的な知識及び技能に係る教養に関すること。

第3 委嘱

警察本部長は、次に掲げる要件を満たす者をアドバイザーとして委嘱するものとする。

- (1) 被害少年のカウンセリングに専門的知識を有し、警察が行う被害少年対策に理解があること。
- (2) 人格及び行動が社会的信望を有すること。
- (3) 原則として、栃木県内に居住していること。

2 警察本部長は、アドバイザーを委嘱するときは、委嘱書(別記様式第1号)を交付するものとする。

第4 委嘱期限

委嘱期限は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中で委嘱した者の期限は、同年度末とする。

第5 解嘱

警察本部長は、アドバイザーが次に掲げる事項の一に該当すると認められる場合は、アドバイザーを解嘱することができる。

- (1) 本人が辞退したとき。
- (2) 心身の故障により職務を遂行することができなくなったとき。
- (3) その他職務を遂行するうえで不適切な事由が生じたとき。

第6 アドバイザーの派遣依頼等

1 所属長は、所属の職員に対して被害少年カウンセリングの研修のためアドバイザーの派遣を依頼するときは、カウンセリングアドバイザー派遣依頼書(別記様式第2号。以下「派遣依頼書」という。)により、生活安全部少年課長(以下「少年課長」という。)に派遣依頼するものとする。

2 少年課長は、派遣依頼書を受理した場合で、派遣の必要があると認めるときは、アドバイザーを派遣するものとする。

3 所属長は、アドバイザーからの研修結果をカウンセリングアドバイザー研修結果(別記様式第3号)により少年課長宛て送付するものとする。

第7 運用上の配意事項

少年課長は、アドバイザーの運用に関して、次に掲げる事項に配意するものとする。

- (1) アドバイザーが職務を通じて知り得た秘密は、これを厳守させること。
- (2) アドバイザーが民間の少年警察ボランティアであることに留意し、過度の負担を強いることのないようにすること。